

定 款

ソレキア株式会社

2022年6月29日改訂

定 款

昭和44年6月1日制定

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ソレキア株式会社と称し、英文ではS o l e k i a L i m i t e dと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 半導体その他の電子部品、電子機器ならびに電線およびその加工品の販売
2. 情報処理機器、電気通信機器の販売および賃貸
3. ソフトウェアの開発、販売および賃貸
4. 半導体に関する企画、設計、開発
5. 情報処理システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用、管理
6. 情報通信システムに関する企画、設計、開発、構築、保守、運用、管理
7. インターネットを利用する情報システムの提供
8. 情報技術を用いたアウトソーシングサービスその他の各種サービスの提供
9. 情報処理および情報通信システムに関する教育
10. 情報処理機器ならびに電気通信機器に関する据付施工、保守およびこれに付帯する電気工事
11. 労働者派遣事業
12. 古物の売買
13. 前各号に付帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1)取締役会
- (2)監査役
- (3)監査役会
- (4)会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,124千株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)前条に規定する単元未満株式の売り渡しを請求する権利

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

(招集時期)

第13条 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第15条 株主総会は社長が招集し、議長となる。

2. 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は他の議決権ある株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には総会ごとに、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は 15 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議により社長1名を選定する。そのほか、必要に応じて会長、副会長、副社長、専務、常務および相談役若干名を取締役の中から選定することができる。

2. 社長は当会社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会は、その決議によって当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役の業務執行)

第26条 社長は当会社の業務を統括し、他の役付取締役は社長を補佐してその業務を分掌する。

2. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の数)

第29条 当会社の監査役は4名以内とする。

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は、各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第34条 監査役会はその決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第38条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(期末配当金の除斥期間)

第39条 期末配当金は、その支払開始の日から満3ヵ年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず2022年9月1日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条の定めは、なお効力を有するものとする。
3. 本附則の定めは、2022年9月1日から6ヵ月を経過した日、または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日の後、これを削除する。